

大樹町における次世代育成支援対策推進に関する特定事業主行動計画

大 樹 町
大 樹 町 議 会
大樹町選挙管理委員会
大樹町代表監査委員
大 樹 町 公 平 委 員 会
大 樹 町 教 育 委 員 会
大 樹 町 農 業 委 員 会
南十勝複合事務組合

第1章 総論

1 計画策定の背景と目的

急速な少子化の進行は、消費の減少や労働力不足といった経済的影響に加え、次代を担う子ども自身の健やかな成長にも影響を及ぼすものであります。

このため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が制定され、国と地方公共団体は「特定事業主」として、職員を雇用する事業主の立場から「特定事業主行動計画」を策定し公表することが義務付けられました。

今回公表する「大樹町特定事業主行動計画」は、同法第7条第1項の規定に基づく「行動計画策定指針」（平成15年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、大樹町が特定事業主の立場として、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的として策定したものです。

2 計画の期間

次世代育成支援対策推進法が平成37年3月31日まで延長されたことに伴い、本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間をその計画期間とします。

3 計画の推進体制

人事担当部局（総務課職員厚生係）が中心となり、次世代育成支援対策に関する研修、講習、情報提供等を全職員に対して実施するとともに、仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行います。

なお、本計画の実施状況については、年度ごとに点検を行い、社会情勢によって変化する職員のニーズを踏まえながら、今後の対策や計画の見直し等を行います。

第2章 具体的な取組み

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後の配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施する観点から設けられている特別休暇の制度（産前8週・産後8週）、共済組合による出産費用の給付等の経済支援措置について周知徹底を図ります。

なお、妊娠中の職員のいる課等は、その職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行うとともに、原則として超過勤務は命じないものとします。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得促進

男性職員の配偶者出産休暇（3日間）の取得や、当該休暇に併せて連続した休暇の取得を促すとともに、必要に応じ業務の応援態勢が取れるなど、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

(3) 育児休業等の取得促進について

育児休業制度の資料の配布や職員研修等の実施により、制度の周知を図るとともに、妊娠を申し出た職員に対しては、個別に制度や手続きについて説明を行います。

また、男性職員へは、特にその取得を促すとともに、取得しやすいよう職場の環境づくりに努めます。

なお、取得の申し出があった場合は、特定の職員に負担がかかることのないよう、課内において、業務分担の見直しを行うとともに、必要に応じて臨時職員など代替職員の確保に努めます。

(4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務を減らすためには、事務の簡素化、合理化が効果的な対策と考えられます。個々の職員の心がけが重要になりますが、管理職員は職員の時間外勤務の状況や業務量を的確に把握し、時間外勤務を減らす職場全体の雰囲気づくりなどに努めることとし、職場全体での改善に努めます。

(5) 休暇の取得促進

業務の計画的な遂行、応援態勢の整備等、具体的な対策を講ずるとともに、計画表の作成を促すなどにより、職員年次休暇等を取得しやすい環境づくりに努めます。

休暇取得の際は、業務の進行を調整しながら、自分の休暇取得ばかりではなく、周りの人の休暇取得をサポートするなどにより、職場全体で年次有給休暇の計画的かつ積極的な取得促進と休暇を取得しやすい雰囲気・環境づくりの醸成に努めます。

また、次のような時期に併せた休暇取得を促進します。

- ・ ゴールデンウィーク
- ・ 子どもの春休み・夏休み・冬休み
- ・ 年末年始
- ・ 月曜日や金曜日（土日を組み合わせたハッピーマンデー・フライデー）

- ・入学式、卒業式、授業参観などの学校行事やP T A活動
- ・家族の誕生日

このような取組みを通じて、平成32年までに職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を13日以上とするよう努めます。

(6) 男女共同参画意識等の啓発

① 男女共同参画意識の向上

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等を改め、男女共同参画意識の向上を図るため、これに関する情報提供を積極的に行うことによって、職員に対する意識啓発を行います。

② セクシャルハラスメントの防止等

セクシャルハラスメントが犯罪であることを認識し、その防止に努めるとともに、特定職員によるお茶くみ廃止についても周知徹底を図ります。

2 その他の次世代育成支援に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接応対を心がけ、ソフト面でのバリアフリーを推進します。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子どもの参加する学校や地域活動を支援するため、その活動に対し、公共の敷地や施設の提供に努めます。

また、安全で健全な子育てができるよう、地域の一員としての子どもの健全育成活動、交通安全活動、防犯活動、非行防止活動などの地域貢献活動に積極的に協力します。